

税のお知らせ



所得税・復興特別所得税・贈与税は3月16日(月)、消費税・地方消費税は3月31日(火)が確定申告期限です。申告期限間近になると大変混雑します。申告書は国税庁ホームページの申告書等作成コーナーを利用するなど、ご自分で作成してお早めにご提出ください。

所得税の確定申告

問仙台北税務署 ☎222・8121、仙台中税務署 ☎783・7831、仙台南税務署 ☎306・8001

所得税の確定申告が必要な方

◎給与所得者の場合

給与の収入金額が2,000万円を超える方や、給与を1カ所から受けていて、給与・退職所得以外の所得金額が20万円を超える方、給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方など

◎給与所得者以外の場合

事業をしている方や不動産収入がある方、土地・建物や株式等を買った方などで一定の要件に当てはまる方

公的年金受給者の方

平成23年分から、各年分の公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告が不要となりました。ただし、この場合であっても所得税の還付申告をすることができます。

なお、所得税の確定申告が不要の場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638にお問い合わせください。

給与所得者の還付申告

給与所得者の方で次に該当する方は、確定申告をすることにより、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- 多額の医療費を支払った方 ●住宅ローンによりマイホームの取得や増改築などをした方 ●年の途中で退職し、再就職していない方

確定申告書作成会場を開設します

開設日時	会場	対象
2/2月～3/16日※	9:00～16:00 アズテックミュージアム(太白区中田町杉ノ下18)	仙台北・仙台中・仙台南税務署管内の方
2/9月～3/16日※	9:00～17:00 仙台北税務署(青葉区上杉1-1-1) 仙台中税務署(若林区卸町3-8-5)	仙台北税務署管内の方 仙台中税務署管内の方

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月22日(日)、3月1日(日)は開設します

●TICビル・仙台南税務署には設置しません ●各会場の駐車場の数に限りがあります。公共交通機関をご利用ください

■国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」で申告書の作成ができます。作成した申告書は「電子申告(e-Tax)」で提出できるほか、印刷して書面での提出もできます

■「e-Tax」を利用する際は、電子証明書の取得など事前準備が必要です。詳しくは「e-Tax」ホームページ<http://www.e-tax.nta.go.jp/>をご覧ください

■確定申告に関してご不明な点は、最寄りの税務署に電話でお問い合わせください。音声案内により電話相談センターにおつなぎします

復興特別所得税の記入漏れにご注意ください

平成25年分から49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

還付申告を含め、申告される全ての方には、「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。申告書の作成に当たっては、記載漏れのないようご注意ください。

所得税確定申告書の次の欄は市県民税の計算に必要です。忘れずに記載をお願いします

「住民税・事業税に関する事項」欄

特に16歳未満の扶養親族を有する場合の扶養親族氏名、配当割額控除額と株式等譲渡所得割額控除額、寄付金税額控除に関する事項等

住宅ローン控除を受ける方の「特例適用条文等」欄
居住開始年月日等の必要事項

住宅ローン控除は確定申告または年末調整に基づいて適用されます

問市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638

平成12年から18年までの間および平成21年から29年までの間に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から引ききれなかった控除額がある場合は、税務署への確定申告または勤務先での年末調整の内容に基づいて、引ききれなかった分が翌年度の市県民税(所得割)から控除されます(限度額があります)。

平成27年度から適用される市県民税の主な税制改正

◆住宅ローン控除の拡充

平成26年4月から平成29年12月までの入居者について、消費税率引き上げに伴う特例措置として、所得税から引ききれなかった住宅ローン控除の額を、課税総所得金額等の7%(現行5%)または最高136,500円(現行97,500円)のいずれか少ない方の額を上限として、市県民税所得割額から控除することになりました。ただし、住宅購入等に係る消費税率が8%または10%の場合に限ります。

なお、東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン控除については、消費税率が8%または10%でない場合であっても、拡充後の金額が適用されます。

◆上場株式等に係る軽減税率の廃止

平成25年12月31日をもって、上場株式等に係る譲渡所得および配当等に対する軽減税率の特例が廃止されました。

上場株式等に係る分離課税所得に対する税率

	平成25年12月31日まで		平成26年1月1日から	
	市民税	県民税	市民税	県民税
譲渡所得	1.8%	1.2%	3%	2%
配当所得	1.8%	1.2%	3%	2%

問市民税企画課☎214・8042

市県民税の申告

問市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638

市県民税の申告が必要な方

平成27年1月1日現在、仙台市にお住まいで、下記「市県民税の申告が不要な方」に該当しない方(平成26年中に所得がなかった方も申告が必要です。申告しない場合は非課税証明書等を発行できないことがありますので、ご注意ください)

※年金受給者で公的年金等収入が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、公的年金等以外の所得がある場合や医療費控除、社会保険料控除(国民健康保険料や介護保険料で、銀行窓口等や口座振替によりご自身で支払った分があるとき)などの控除を受ける場合には、市県民税の申告が必要です

市県民税の申告が不要な方

- 所得税の確定申告をする方およびその扶養親族の方
- 給与所得のみの方で、事業主(勤務先)から仙台市に給与支払報告書が提出されている方およびその扶養親族の方
- 公的年金等の所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方

申告に必要なもの
①印鑑
②源泉徴収票、収支内訳書、その他収入および必要経費を証明する書類(領収書、帳簿等)
③所得控除の対象となる医療費・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料・寄付金などの領収書または控除証明書
④配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになるもの
⑤障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等、障害者控除対象者認定書(障害者控除対象者認定書の交付は、区役所障害高齢課で申請が必要になります)

市税の納め忘れはありませんか

問北徴収課【青葉区・泉区】☎214・5027、南徴収課【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8154

平成26年度分の市税の納め忘れはありませんか。円滑な市政運営のため、市税納付にご協力をお願いします。納付が難しい場合は早急にご相談ください。

軽自動車税の変更手続きはお早めに

問区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は8ページ)、市民税企画課☎214・8625

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。バイクや軽自動車などの名義や住所が変わった場合や廃車した場合、盗難に遭った場合は変更の手続きが必要です。

種類	手続き窓口
原動機付自転車(125cc以下バイク)、小型特殊自動車(農耕作業用含む)	区役所税務会計課、総合支所税務住民課
バイク(125cc超250cc以下)、三輪・四輪の軽自動車(660cc以下)	宮城県軽自動車協会(☎388・6033)
バイク(250cc超)	東北運輸局宮城運輸支局(☎050・5540・2011)

市県民税申告会場

受付期間＝2月16日(月)～3月16日(月)(閉庁日を除く)

会場	受付時間
●青葉区役所4階会議室 ●宮城野区役所6階ホール ●若林区役所6階ホール ●太白区役所5階ホール ●泉区役所東庁舎5階大会議室	9:00～11:30、 13:00～16:00
●宮城総合支所3階会議室 ●秋保総合支所2階大会議室	9:30～11:30、 13:00～16:00

市ホームページ「市県民税額試算・申告書作成コーナー」http://www.tax-asp.e-civion.net/tax-project/tax/sendai_top.htmlで市県民税の税額の試算や申告書の作成ができます。ぜひご利用ください。

■所得がなかった方など、簡易な申告は郵送でも受け付けます。窓口の混雑緩和にご協力をお願いします

■所得税や市県民税の申告を行うことで控除が受けられる場合があります。控除(医療費・保険料・寄付金・寡婦(夫)・障害者)には一定の要件等が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けた方は、税の申告をお忘れなく

東日本大震災により被害を受けた住宅や家財などの損失額は、所得税および市県民税を算出する際の所得の計算上、雑損失として最大5年間控除(繰越控除)することができます。前年以前で控除しきれなかった雑損失の繰越控除を受けるためには、毎年所得税の確定申告または市県民税の申告が必要になります。

申告の受付期間は3月16日(月)までとなりますので、お早めに手続きをお願いします。

償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか

問資産課税課☎214・8619

市内に償却資産(事業用資産)をお持ちで、まだ申告がお済みでない方は、平成27年1月1日現在の資産の明細を記入した申告書を至急提出してください。

平成27年度から軽自動車税の税率が変わります

三輪・四輪の軽自動車

車種	税率	
	平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた車両(税率の変更はありません)	平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた車両
三輪(660cc以下)	3,100円	3,900円
四輪乗用(660cc以下)	営業用	5,500円
	自家用	7,200円
四輪貨物用(660cc以下)	営業用	3,000円
	自家用	4,000円

※初めて車両番号の指定を受けた時期は、自動車検査証の「初度検査年月」を指します

問市民税企画課☎214・8625